

2013年7月1日

人事院北海道事務局

局長 相川 広一 殿

北海道官公部門連絡会

議長 安田 宗一

## 要 求 書

貴職におかれましては、常日頃から、私ども公務関係労働者の生活と処遇改善にご尽力頂き、心から敬意を表します。

さて、本年の春季生活闘争について、連合は、賃金の復元・底上げを図り、1%を目安に配分を求めるとともに、一時金水準の向上・確保をめざして取組みを進めてきました。その結果、賃金カーブは概ね維持され、一時金は自動車を中心に昨年比増となったものの、働く者の暮らしを底上げし、デフレ脱却につながるような賃金改善には至っていません。

一方、国家公務員の給与については、給与改定・臨時特例法に基づき、特例減額が行われています。また、職場では、業務過重と要員不足の中で超過勤務が蔓延し、その改善を求める声が一層高まっています。雇用と年金の確実な接続と再任用者の適切な給与制度の整備も課題となっています。

そうした状況の下で、公務員労働者は、東日本大震災からの一刻も早い復興・再生はもとより、国民の安心・安全のため、高い使命感と責任をもって日々の職務に精励しています。

北海道官公部門連絡会は、下記のとおり2013年夏季の統一要求事項を決定し、北海道内公務関係労働者の総意として、賃金・労働条件の改善要求を提出することとしました。

貴職におかれましては、これらの趣旨をしっかりと認識頂き、要求課題の実現に向けて最大限の努力をされるよう要求します。

### 記

#### 1. 公務員労働者の賃金について

- (1) 2013年の官民較差に基づく給与改定勧告に当たっては、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。
- (2) 2013年の民間給与実態調査及び官民較差の算出に当たっては、一方的に行わないこととし、公務員連絡会と前広に十分交渉・協議を行い、合意に基づいて対応すること。特に諸手当については、これまでの経過を踏まえて、急激な経済情勢の変化により対応が必要な事項について検討すること。
- (3) 「国家公務員の雇用と年金の接続について」（2013年3月26日閣議決定）に基づく再任用職員の給与制度上の措置についての検討に当たっては、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。

## 2. 労働諸条件の改善について

### (1) 労働時間の短縮及び休業制度について

- ① 本府省における在庁時間削減の取組みの実施状況を踏まえ、その取組みの強化・徹底を図ることとし、人事院として積極的役割を果たすことにより、在庁時間の一層の削減に努めること。
- ② 他律的業務を含む超勤上限目安時間については、完全に遵守できるよう各府省に対する指導を強化すること。
- ③ これらの取組みに基づき、厳格な勤務時間管理と実効性ある超過勤務縮減策を取りまとめ、直ちに実行すること。
- ④ 配偶者帯同休業制度の検討に当たっては、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて進めること。

### (2) 男女平等の公務職場の実現について

- ① 「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施に向けた指導、メンター制度の実効性確保に向けて引き続き取組みを強化すること。
- ② 育児休業及び育児のための短時間勤務等について、非常勤職員を含めて制度を十分に活用できるよう、引き続き周知と取得しやすい職場環境の整備を図るとともに、「第3次男女共同参画基本計画」及び「日本再生戦略」（2012年7月31日閣議決定）に基づき、2020年までに男性の育児休業取得率13%を達成できるよう、実効ある具体的促進策を講じること。

### (3) 福利厚生施策の充実について

- ① メンタルヘルスに問題を抱える職員が増加していることから、「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づいた心の健康診断、カウンセリングや「試し出勤」など復職支援施策の着実な推進を図ること。
- ② パワーハラスメントについて、民間動向や2011年人事院調査の結果を踏まえ、適切な対策を講じること。

## 3. 非常勤職員等の制度及び処遇改善について

- (1) 「非常勤職員給与ガイドライン」の実施状況を点検し、その遵守を徹底すること。
- (2) 期間業務職員制度について、施行から3年が経過することから、制度の課題について検証し、当該職員の雇用の安定と処遇の改善となるよう、適切な運用に努めること。
- (3) 非常勤職員の休暇制度の改善について検討すること。
- (4) 非常勤職員制度の抜本的な改善に向けた検討を継続することとし、これまでの制度の取り組み状況を把握しながら、公務員連絡会と十分交渉・協議し、作業を進めること。

## 4. その他の事項について

公務職場に外国人の採用を促進するとともに、2013年4月から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、障がい者雇用を一層促進すること。そのために必要な職場環境の整備を行うこと。

以上